

菅生ヶ丘特別緑地保全地区管理運営協議会会則

第1条 名称及び事務所

この会は、菅生ヶ丘特別緑地保全地区管理運営協議会と称し、事務所は（会長宅）に置く。（以下、菅生ヶ丘特別緑地保全地区を菅生ヶ丘緑地と称する。）

第2条 目的

この会は、菅生ヶ丘緑地を地域コミュニティーの場として活用し、市民と行政の協働作業によって維持管理及び運営を行うことを目的とする。

第3条 活動内容

この会は、菅生ヶ丘緑地保全管理計画書及び地元管理運営マニュアルに基づき、次の活動を行うものとする。

- (1) 除草、清掃等の美化活動に関すること。
- (2) 樹木の剪定作業（高木の下枝落とし、低木の刈込み等）に関するこ
と。
- (3) 花壇の維持管理に関すること。
- (4) 菅生ヶ丘緑地利用者への適正利用の周知に関すること。
- (5) 緑地利用者への適正利用の周知に関すること。
- (6) 利用調整(業としての緑地内行為の許可などは除く。)に関するこ
と。
- (7) 事故時における公園事務所への報告に関すること。
- (8) 活動状況等の報告に関すること。
- (9) その他管理運営に関するこ
と。

第4条 会の構成

この会は、菅生ヶ丘緑地利用者、自治会等の代表者により組織するも
のとする。

第5条 役員

この会を運営するため、次の役員を置き役員会を構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 会計 1名
- (4) 委員 若干名
- (5) 会計監査 1名

第6条 役員の選任及び任期

- 1 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 2 委員は、会の活動に賛同する地元住民のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 3 役員の任期は、「菅生ヶ丘緑地管理運営協議会結成届」を市長に提出した時点から2年間とする。ただし、途中で選任された役員等の任期は、残任期間とする。
- 4 役員等は再任されることができる。

第7条 役員の任務

- 1 会長は、会務を総括し、会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の経理を担当し、会計監査は、会計を監査する。
- 4 委員は、協議会を掌握し、総会決議事項に従い会務に協力、遂行する。

第8条 会議

- 1 会は、総会及び役員会により開催し、会長が召集し、その議長となる。

第9条 経費

- 1 この会の経費は、市からの報奨金をもって充てる。
- 2 この会の会計年度は、4月 1日から3月 31日までとする。

第10条 会則の変更

- 1 会則の変更は、総会の議を経て決定するものとする。

附 則

この会の会則は、平成21年 9月 1日から施行する。

役員員等

役員員等

平成21年9月 / 日現在

菅生ヶ丘特別緑地保全地区管理運営協議会

役員等	住 所	氏 名	電話番号	所 属
会長		川口 尊志		/
副会長		田村 健吾		
//		丸山 幸一		
	住所・連絡先は別紙記載			
//		板津 昌且		
//		大津 三郎		
//		武藤 新吉		
会計		吉岡 清		
会計監査		美濃部 三郎		
委員		西原 千博		
//		閑 敬之助		
//				

※ 所属欄につきましては、自治会、町内会、老人会、婦人会等の所属団体等がありましたら、ご記入をお願いいたします。